

愛知県暴力団排除条例（平成二十二年愛知県条例第三十四号）の一部改正 新旧対照表

新

第五章 青少年に対する暴力団の影響の排除

（暴力団事務所の開設及び運営の禁止区域）

第十八条 暴力団事務所は、次に掲げる施設の敷地（当該施設の用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲二百メートルの区域内においては、これを開設し、又は運営してはならない。

- 一 学校教育法（昭和三十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（大学を除く。）又は同法第二百二十四条に規定する専修学校（高等課程を置くものに限る。）
  - 二 裁判所法（昭和三十二年法律第五十九号）第二条第一項に規定する家庭裁判所
  - 三 児童福祉法（昭和三十二年法律第六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設又は同法第十二条第一項に規定する児童相談所
  - 四 少年院法（昭和三十二年法律第六十九号）第一条に規定する少年院又は同法第十六条に規定する少年鑑別所
  - 五 社会教育法（昭和三十四年法律第二百七号）第二十条に規定する公民館
  - 六 図書館法（昭和三十五年法律第一百八号）第二条第一項に規定する図書館
  - 七 博物館法（昭和三十六年法律第二百八十五号）第二条第一項に規定する博物館
  - 八 更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第二十九条に規定する保護観察所
  - 九 前各号に掲げるもののほか、特にその周辺において青少年に対する暴力団の影響を排除する必要がある施設として公安委員会規則で定めるもの
- 2 前項の規定は、この条例の施行又は同項の規定の適用の際現に運営されている暴力団事務所については、適用しない。ただし、ある暴力団のものとして運営されていた暴力団事務所が、他の暴力団のものとして開設され、又は運営された場合は、この限りでない。

第六章 暴力団排除特別区域における禁止行為

旧

第五章 青少年に対する暴力団の影響の排除

（暴力団事務所の開設及び運営の禁止区域）

第十八条 暴力団事務所は、次に掲げる施設の敷地の周囲二百メートルの区域内においては、これを開設し、又は運営してはならない。

- 一 学校教育法（昭和三十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（大学を除く。）又は同法第二百二十四条に規定する専修学校（高等課程を置くものに限る。）
  - 二 裁判所法（昭和三十二年法律第五十九号）第二条第一項に規定する家庭裁判所
  - 三 児童福祉法（昭和三十二年法律第六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設又は同法第十二条第一項に規定する児童相談所
  - 四 少年院法（昭和三十二年法律第六十九号）第一条に規定する少年院又は同法第十六条に規定する少年鑑別所
  - 五 社会教育法（昭和三十四年法律第二百七号）第二十条に規定する公民館
  - 六 図書館法（昭和三十五年法律第一百八号）第二条第一項に規定する図書館
  - 七 博物館法（昭和三十六年法律第二百八十五号）第二条第一項に規定する博物館
  - 八 更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第二十九条に規定する保護観察所
  - 九 前各号に掲げるもののほか、特にその周辺において青少年に対する暴力団の影響を排除する必要がある施設として公安委員会規則で定めるもの
- 2 前項の規定は、この条例の施行又は同項の規定の適用の際現に運営されている暴力団事務所については、適用しない。ただし、ある暴力団のものとして運営されていた暴力団事務所が、他の暴力団のものとして開設され、又は運営された場合は、この限りでない。

第六章 暴力団排除特別区域における禁止行為

(特別区域)

第二十一条 暴力団の排除を徹底することにより、住民及び来訪者にとって一層安心で安全なまちづくりを特に強力に推進する区域として、次に掲げる区域を暴力団排除特別区域(以下「特別区域」という。)と定める。

一 名古屋市中村区の区域のうち椿町の区域

二 名古屋市中区区域のうち錦三丁目、栄三丁目一番から十五番まで及び栄四丁目の区域

三 豊橋市の区域のうち松葉町一丁目及び二丁目並びに広小路一丁目の区域

(特別区域における特定接客業者の禁止行為)

第二十二条 接客業(その業務に事業所又は事業所から派遣された場所において不特定多数の客(愛知県風俗案内所規制条例(平成二十四年愛知県条例第十四号)第二条第六号に規定する利用者を含む。)に接する業務を含む事業をいう。)であって次に掲げる事業に該当するもの(以下「特定接客業」という。)を行う者(以下「特定接客業者」という。)は、特別区域における特定接客業の事業に関し、暴力団員から、その事業所における用心棒の役務(事業を行う者の事業に係る業務を円滑に行うことができるようにするため顧客その他の者との紛争の解決又は鎮圧を行う役務をいう。以下同じ。)の提供を受けてはならない。

一 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和三十二年法律第百二十二号。以下「風営適正化法」という。)第二条第一項に規定する風俗営業

二 風営適正化法第二条第五項に規定する性風俗関連特殊営業(同条第七項に規定する無店舗型性風俗特殊営業(同項第二号に該当する営業に限る。)、同条第八項に規定する映像送信型性風俗特殊営業又は同条第十項に規定する無店舗型電話異性紹介営業を除く。)

三 風営適正化法第二条第十一項に規定する接客業務受託営業

四 設備を設けて客に飲食をさせる営業で食品衛生法(昭和三十二年法律第百三十三号)第五十二条第一項の許可を受けて営むもの(風営適正化法第二条第四項に規定する接待飲食等営業又は同条第六項に規定する店舗型性風俗特殊営業に該当するものを除く。)

五 愛知県風俗案内所規制条例第二条第四号に規定する特定風俗案内業

六 前各号に掲げるもののほか、公安委員会規則で定める事業

2 特定接客業者は、特別区域における特定接客業の事業に関し、暴力団員

(特別区域)

第二十一条 暴力団の排除を徹底することにより、住民及び来訪者にとって一層安心で安全なまちづくりを特に強力に推進する区域として、名古屋市中区区域のうち錦三丁目、栄三丁目一番から十五番まで及び栄四丁目の区域を暴力団排除特別区域(以下「特別区域」という。)と定める。

(特別区域における特定接客業者の禁止行為)

第二十二条 接客業(その業務に営業所又は営業所から派遣された場所において不特定多数の客に接する業務を含む営業をいう。)であって次に掲げる営業に該当するもの(以下「特定接客業」という。)を営む者(以下「特定接客業者」という。)は、特別区域における特定接客業の営業に関し、暴力団員から、その営業所における用心棒の役務(営業を営む者の営業に係る業務を円滑に行うことができるようにするため顧客その他の者との紛争の解決又は鎮圧を行う役務をいう。以下同じ。)の提供を受けてはならない。

一 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和三十二年法律第百二十二号。以下「風営適正化法」という。)第二条第一項に規定する風俗営業

二 風営適正化法第二条第五項に規定する性風俗関連特殊営業(同条第七項に規定する無店舗型性風俗特殊営業(同項第二号に該当する営業に限る。)、同条第八項に規定する映像送信型性風俗特殊営業又は同条第十項に規定する無店舗型電話異性紹介営業を除く。)

三 風営適正化法第二条第十一項に規定する接客業務受託営業

四 設備を設けて客に飲食をさせる営業で食品衛生法(昭和三十二年法律第百三十三号)第五十二条第一項の許可を受けて営むもの(風営適正化法第二条第四項に規定する接待飲食等営業又は同条第六項に規定する店舗型性風俗特殊営業に該当するものを除く。)

五 前各号に掲げるもののほか、公安委員会規則で定める営業

2 特定接客業者は、特別区域における特定接客業の営業に関し、暴力団員

に対し、顧客その他の者との紛争が発生した場合に用心棒の役務の提供を受けることの対償として利益の供与をしてはならない。

- 3 特定接客業者は、特別区域における特定接客業の事業に関し、暴力団員に対し、顧客その他の者との紛争が発生した場合に用心棒の役務の提供を受ける目的で連絡をし、若しくは連絡を求め、又は面会をしてはならない。

(特別区域における暴力団員の禁止行為)

第二十三条 暴力団員は、特別区域における特定接客業の事業に関し、特定接客業者に対し、その事業所における用心棒の役務の提供をしてはならない。

- 2 暴力団員は、特別区域における特定接客業の事業に関し、特定接客業者から、顧客その他の者との紛争が発生した場合に用心棒の役務の提供をすることの対償として利益の供与を受けてはならない。
- 3 暴力団員は、特別区域における特定接客業の事業に関し、特定接客業者に対し、顧客その他の者との紛争が発生した場合に用心棒の役務の提供を受けさせる目的で連絡をし、若しくは連絡を求め、又は面会をしてはならない。

に対し、顧客その他の者との紛争が発生した場合に用心棒の役務の提供を受けることの対償として利益の供与をしてはならない。

- 3 特定接客業者は、特別区域における特定接客業の営業に関し、暴力団員に対し、顧客その他の者との紛争が発生した場合に用心棒の役務の提供を受ける目的で連絡をし、若しくは連絡を求め、又は面会をしてはならない。

(特別区域における暴力団員の禁止行為)

第二十三条 暴力団員は、特別区域における特定接客業の営業に関し、特定接客業者に対し、その営業所における用心棒の役務の提供をしてはならない。

- 2 暴力団員は、特別区域における特定接客業の営業に関し、特定接客業者から、顧客その他の者との紛争が発生した場合に用心棒の役務の提供をすることの対償として利益の供与を受けてはならない。
- 3 暴力団員は、特別区域における特定接客業の営業に関し、特定接客業者に対し、顧客その他の者との紛争が発生した場合に用心棒の役務の提供を受けさせる目的で連絡をし、若しくは連絡を求め、又は面会をしてはならない。